

# 田原会計 NEWS

2022 年 4 月 12 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

## 令和 4 年度の雇用保険料率 2 段階引き上げ

### 2 段階で引き上げ改定される雇用保険料

新型コロナの影響が続く中、おととしの 2 月からこれまでの雇用調整助成金等の支給額は 5 兆円を超えていて雇用保険の財源不足が課題となっています。厚労省の審議会で議論されてきましたが、雇用保険料改定が決まりました。それによると労使折半で賃金の 0.2%を負担している失業給付などを支払う事業の保険料率は 4 月から半年据え置き、10 月から 3 月まで 0.6%上げるとしています。一般の事業では労使で 4 月～9 月 1000 分の 9.5、10 月～3 月は 1000 分の 13.5 となります。4 月の時点では労働者の給与から控除される保険料は変更ありません。

### 改定の内訳と流れ

雇用保険料は労使が負担する雇用保険料や国庫負担などで賄われています。雇用保険料の中身は失業給付(労使折半)、育児休業給付(労使折半)、雇用二事業(事業主負担、助成金や教育訓練に充てる)で構成されています。今までは積立金が一定水準を超えていたことで労働者 0.3%、事業主 0.6%と原則より低い負担で抑えられてきましたがコロナ禍で積立金が枯渇してきています。

令和 4 年度の失業負担分は 4 月には据え

置られますが 10 月には 0.6 になります。また、育児休業給付に係る保険料率は年間通し 0.4%のまま据え置かれます。

一方、事業主のみが負担する「雇用保険二事業」の料率は 4 月から 0.3%から 0.35%に上がります。その結果事業主負担は全体で 0.65%になります。

### 料率改定事務 変更分はいつから

今のところの予想ですが、令和 4 年度の労働保険概算確定申告時に令和 4 年度の概算額として事業主負担の二事業の引き上げ分を乗せます。また、10 月からの料率改定の分は 10 月以降の概算賃金額に引き上げられる新料率をかけて保険料の概算額を出し、前半分と後半分を足して 1 年間の概算額とします。詳しくは令和 4 年度の労働保険料の計算方法が発表されてから確認することとなります。

各労働者の給与からの雇用保険料率の徴収額が上がるのは令和 4 年 10 月分給与からです。



雇用保険料の控除率変更は 10 月からです